

入札説明書等に関する質問回答書

< 別添資料4 落札者決定基準 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
200	3	第2	2	(2)	2)	基礎審査	基礎審査では、～ の審査項目のうち1項目でも大学の要求する最低限の要件を満たしていない場合には失格になると理解してよろしいのでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
201	5	第3	3	(4)		評価基準	評価基準の評価項目にある、代替信用補完措置としての履行保証とは具体的には、何の履行を意味しますか。SPCの債務に対する連帯保証のような意味ですか。それとも代表企業としてのマネジメントの代行という意味でしょうか。	構成員以外の出資者及び落札者決定基準P5 第3 3.「(4)評価基準」を満たしている構成員を第三者とし、この第三者が、同評価基準をみなしていない構成員の担う本件事業における債務を保証する保証書(様式自由)等を意味します。
202	5	第3	3	(4)		適格基準	事業遂行能力の評価基準の評価内容を満たす条件として、6ページの適格基準に触れなければ良いとするのは、実務上無理だと考えられますが、とにかく適格基準をクリアすれば差をつけられることはないと考えてよいですか。	P6の適格基準を満たしていれば、点数に差がつくことはありません。なお、基礎審査項目を満たした提案は、すべて基礎点30点を付与します。
203	6	第3	3	(4)		適格基準	適格基準の条件を全てクリアしている場合は、業務遂行能力に不安なしと判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
204	6	第3	3			事業遂行能力の確認	事業遂行能力の評価において適格基準が示されておりますが、過去3期にさかのぼっての資料提出が求められております。会社分割により新会社を設立しているような場合は、旧会社の財務諸表を含め3期分を準備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。